運営指導準備書類一覧

【居宅介護支援】

	項目	○印は、実施通知記載の期日が提出〆切 ◎印は、指導実施日の1週間前が提出〆切 ▲印は、当日確認します(紙で確認します)	
1. 人員関係			
1	従業者名簿(HPに掲載の別途様式から作成してください。)	0	
2	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(HPに掲載の別途様式から作成してください。)	0	
3	出勤簿またはタイムカード(1か月分) (対象は、指導月の「2ヵ月前」のもの) ※「2. 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」で入力された実績が確認できる資料	0	
	出勤簿またはタイムカード(指導期間となる1年間のうち、上記で提出されたもの以外)	A	
4	管理者・従業者の資格がわかる書類(資格証の写し、研修修了証の写し等)	0	
5	管理者・従業者の雇用形態がわかる文書	0	
6	従業者の秘密保持誓約書(またはそれに準ずるもの)	0	
2. 運営関係			
1	運営規程	0	
2	重要事項説明書(ひな型)	0	
3	個人情報使用同意書(ひな型)	0	
4	[豊島区利用者全員分]個人情報使用同意書	A	
	以下については、対象とする利用者様についてご準備を 該当の利用者様については、運営指導の2週間前までにご (1)ケアマネジメントに関する記録 ① アセスメントの記録	:お願いします。 `連絡いたします。	
5	 ② 居宅サービス計画(利用者の同意があったことが分かるもの) ③ サービス担当者会議の記録及びサービス担当者に対する照会の記録 ④ モニタリングの結果の記録 ⑤ 支援経過記録等 ⑥ 医師との連携に関する記録 (主治の医師等の意見を求めた記録、主治の医師等の指示があることを確認した記録、意見を求めた主治の医師等に作成した居宅サービス計画を交付した記録) ⑦ 居宅サービス計画の担当者への交付の記録 ⑧ 加算がある場合は加算の算定要件を満たす記録 	©	
	⑨ サービス利用票(控え)⑩ サービス提供事業者から受領した個別サービス計画(2)当該利用者と取り交わした重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書	A	
6	ハラスメント防止のための措置に関する記録(方針・相談体制・研修の記録等)	0	
7	業務継続計画に関する記録(業務継続計画・研修・訓練記録等)	0	
8	感染症対策等に関する記録(委員会・指針・研修・訓練記録等)	0	
9	虐待防止に関する記録(委員会・指針・研修記録等)	0	
10	苦情に関する記録(受付簿、対応記録等)	A	
11	事故に関する記録(区市町村・家族への報告記録、再発防止策の検討記録等)	A	
12	研修に関する記録(研修計画・実施記録・参加記録等)	A	
13	各種マニュアル(苦情、事故、緊急時対応等)	A	
3. 介護報酬関係			
1	利用料等領収書もしくは請求書(控え)	A	
2	事業所としての体制に係る加算・減算の関係書類 ★利用者個人単位の加算ではなく、事業所としての体制に係る加算を算定している場合は、算定要件を満たすことが確認できる書類をご提出ください。必要な書類は、算定されている加算ごとに異なります。自己点検表等をご確認ください。	0	
4. その他			
1	自己点検表(HPに掲載の別途様式から作成してください。)	0	
2	事業所のパンフレット・チラシ	A	

☆裏面もご確認ください

【事前提出書類について】

・○印の書類については、<mark>運営指導実施通知文の指定期日までに</mark>、 ◎印の書類については、<mark>運営指導日の1週間前までに、</mark>豊島区公式ホームページ掲載の申請フォームよりご提出ください。 申請フォーム:介護保険課 運営指導関係書類提出フォーム

豊島区HP>健康・医療・福祉>介護保険・サービス>介護保険>介護サービス事業者向け情報>事業者指導>介護保険課事業者指 導オンライン申請フォーム

https://www.city.toshima.lg.jp/199/kenko/kaigo/kaigo/kanrenjigyo/019092/2111101433.html

- ・「運営規程」及び「重要事項説明書(ひな形)」は別紙で作成しているものについてもご提出ください(料金表等)。
- ・ 事前提出書類は、指導当日も必要になりますので、控え等をあらかじめご用意してください。
- ・ 書類の管理・保存形態によって、電子での提出が難しい場合は、他の手段(郵送や当日の閲覧)も検討致しますので、ご相談ください。 様式の掲載先:

https://www.city.toshima.lg.jp/199/kenko/kaigo/kaigo/kanrenjigyo/019092/2111101433.html

豊島区HP > 健康・医療・福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険 > 介護サービス事業者向け情報 > 事業者指導

【当日確認書類について】

- ・ 当日は閲覧しやすいように、紙資料で閲覧できる状態で、運営指導を行う場所にまとめて準備してください。
- PC処理等により紙書類として管理を行っていない場合等、当日に紙資料での確認が難しい場合は、当日の確認方法について、事前 提出書類の提出期限までに下記問い合わせ先にご相談ください。

【留意事項】

- ・検査対象期間は、原則として指導日前1年間です。当期間に対応した書類を用意してください。上記書類以外にも、指導当日に追加 で資料の提示を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承願います。 (期間の例)指導日:令和7年6月1日→検査対象期間:令和6年5月31日~令和7年5月31日
- ・上記書類がない場合は、今回の運営指導のために新たに作成する必要はありません。ただし、法令等で必要とされている書類の場 合、指導等に至ることがありますので、あらかじめご了承願います(経過措置が設けられている規定に関する書類は除きます)。
- ・資料の閲覧後、写し等の提出を依頼する場合があります。

【問い合わせ先】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階 豊島区介護保険課 事業者指導・監査グループ TEL:03-3981-1474(直通) メール:A0029026@city.toshima.lg.jp